

### ミッション化の推進方策の検討

注)「オフィス町内会」：地域の中小事業所が共同して廃棄物を回収し、リサイクル等行う方法で、事業所単独での少量の廃棄物の回収に比べ、効率良く回収等行うことができる。

## 2 情報公開と住民参加

ごみゼロ型社会の形成に向け県民、事業者等の意識を高め、それぞれ主体的な活動への参加を促進するため、行政からの一方的な情報提供だけでなく、相互に情報の共有と理解が図られる必要があります。このため、各種広報媒体の活用、印刷物の配布、インターネット等を通じ、わかり易く適切な情報提供やホームページ等による双方向での情報交流に努めます。

また、循環型社会を支えるリサイクル施設や廃棄物処理施設の確保を図るうえで、地域の円滑な合意形成が重要であり、県民の廃棄物処理に対する理解と信頼を深めるために廃棄物処理の実態や処理施設の運転管理等に係る情報を積極的に開示するとともに、排出事業者や処理業者に対しても必要な情報の公開を指導します。

## 第2節 一般廃棄物対策

### 1 ごみの排出抑制・リサイクルの推進

#### (1) リサイクル関連法の適正な運用

一般廃棄物の容積比の約6割を占める容器包装については、容器包装リサイクル法の円滑な実施を図るため、分別収集基準の設定による分別収集の推進や情報交換等により市町村の取組みを促進するとともに、分別収集の徹底など県民に対する啓発に努めます。

また、家電品については、家電リサイクル法の円滑な運用を図るため、市町村、製造業者、小売店等関係者の連携の促進に努めるとともに、消費者に対して理解と協力が得られるよう市町村と協力して啓発を図り、家電品の不法投棄の防止に努めます。

さらに、事業系の食品廃棄物について、食品リサイクル法の円滑な実施を図るため、食品関連事業者（流通、外食、旅館等）等への普及啓発に努め、食品廃棄物の排出抑制・再生利用を促進します。

#### (2) 地域ゼロエミッションの推進

地域において大量に発生する生ごみ等の有機性廃棄物の堆肥化によって、地域の農産物の生産と組み合わせる等廃棄物を資源として循環利用するため、地域の特性に応じ、広域的な視点も含めた総合的かつ効率的な地域循環型システム推進方策の検討を行います。

#### (3) ごみ有料化の検討促進

ごみの発生量が増大している中で、ごみの減量化の観点からごみ処理の有料化の動きが広がっており、県内においても63市町村が何らかの形で導入しています。循環型社会の構築を図るためにには、住民も自ら排出した廃棄物について一定の責任

を持ち、また、ごみ減量の努力が報いられるシステムとして、排出されたごみの量に応じて費用を負担することも検討を進めていく必要があります。また、その際住民の理解と協力が得られることが前提であり、必要性や効果等の情報を提供して、市町村のごみの有料化についての検討を促進します。

#### (4) リサイクル体制の整備推進

ごみ処理の広域化計画に基づき、必要なリサイクル施設の整備をはじめ焼却施設における余熱利用や焼却灰等の溶融固化による再生利用など市町村の広域的なりサイクルの推進が図れるよう県として、市町村間の調整や技術的な支援を行います。また、老人会、子ども会等による集団回収の促進に係る助言や民間のリサイクル産業の育成に努めます。

### 2 一般廃棄物の適正処理及び広域化の推進

#### (1) 適正処理の推進

市町村及び一部事務組合等によるごみ処理について、ダイオキシン類の排出状況や処理実態の把握を行い、廃棄物処理法の維持管理基準に基づいて安全性を確保しつつ適正な処理について助言・支援します。なお、埋立が終了した処分場等への適正な管理について助言・支援を行います。また、廃棄物に関する正しい知識の普及啓発や情報の積極的な提供等により住民のごみ処理への理解を深めるよう努めます。

#### (2) ごみ処理の広域化

国の方針を踏まえ、ダイオキシン類の排出抑制及びごみ処理のコスト削減等を図るために、平成 11 年 3 月に策定した「熊本県一般廃棄物処理広域化計画」に基づいて、中間処理施設・最終処分場等のごみ処理施設やごみの収集体制等の広域化について、広域的な調整や市町村への技術的支援等を行います。焼却施設については、当面、平成 14 年 12 月のダイオキシン対策に適合させるため、現在の 30 施設から 22 施設への集約化を目指し進めます。なお、今後の処理技術の進展や社会経済情勢の変化等必要に応じて見直す等弾力的に推進します。

※ 「熊本県一般廃棄物処理広域化計画」：

平成 11 年度から平成 20 年度までの 10 年間を計画期間とし、将来的な目標年次を平成 30 年度と想定しています。

中部、県北及び県南の広域化ブロックごとに、整備の基本的考え方と施設整備の基本方向を以下のように示しています。

- ・ 焼却施設からのダイオキシン類対策については、平成 14 年 11 月までに、廃棄物処理法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準に適合するよう施設整備を確実に実施する。(中部・県北・県南 3 ブロック共通)
- ・ 既存の焼却施設にあっては、可能な限り、24 時間連続運転に努める。  
(中部・県北・県南 3 ブロック共通)
- ・ 中部ブロックについては、既に 300 t / 日規模以上の体制が確立してお